

# 訪問介護・介護予防訪問介護相当事業

## 運 営 規 程

### ケアピース

#### (事業の目的)

第1条 株式会社HHKピースが運営するケアピース(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護相当事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護又は要支援状態又は事業対象者にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護相当事業(以下「指定訪問介護等」という。)を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう居宅サービスを提供することを目的とする。

#### (指定訪問介護の運営の方針)

- 第2条 利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 指定訪問介護の提供に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
  - 3 前項のほか、青森市指定居宅サービス等の事業に人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の内容を遵守し、事業を実施するものとする。
  - 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。
  - 5 指定訪問介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

#### (指定介護予防訪問介護相当事業の方針)

- 第3条 要支援者及び事業対象者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、要支援者及び事業対象者の自立を支援し、生活の向上に資するサービス提供を行い、要支援者及び事業対象者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、要支援者及び事業対象者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。
- 2 指定介護予防訪問介護相当事業を実施するに当たり、要支援者及び事業対象者の心身の状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成し、個別計画の実施状況の把握及びその結果を指定介護予防支援事業者及び指定介護予防ケアマネジメント事業者へ報告することとする。
  - 3 指定介護予防訪問介護相当事業の提供に当たっては、要支援者及び事業対象者の心身の機能、環境状況等を把握し地域包括支援センター、保健・医療機関及び関係市町村な



どと連携し、効率性・柔軟性を考慮した上で、要支援者及び事業対象者ができることは要支援者及び事業対象者が行うことを基本としたサービス提供に努める。

- 4 前項のほか、青森市が定める要綱の内容を遵守し、事業を実施するものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。
- 6 指定訪問介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 ケアピース
- 2 所在地 青森市南佃2丁目18-7

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 この事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者が事業所における訪問介護員等、その他の従業者の管理、指定訪問介護等の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定訪問介護等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。
- 2 サービス提供責任者は1名以上、指定訪問介護等の利用申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- 3 訪問介護員等は常勤換算2.5名以上で指定訪問介護等の提供を行う。なお、訪問介護員等は、介護福祉士、介護実務者研修、介護初任者研修、介護基礎研修修了者及び介護員養成研修2級以上の修了者とする。

(営業日及び営業時間)

第6条 営業日及び営業時間を次のとおりとする。

- 1 営業日は月曜日から金曜日の平日とする。但し、土日祝、8月13日～15日・12月30～1月3日は除く。
- 2 営業時間は9:00～18:00とする。但し、電話などにより24時間連絡可能な体制とする。
- 3 サービス提供は365日24時間対応可能とする。

(指定訪問介護等の内容)

第7条 指定訪問介護の内容は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚告第19号)」(以下「算定基準」という。)規程内容とし、具体的には以下のとおりである。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助
- (3) 通院等乗降介助



2 指定介護予防訪問介護相当事業の内容は、「青森市が要綱で定める」内容とし、具体的には以下のとおりである。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

(利用料その他の費用の額)

第8条 利用料は、算定基準及び青森市が要綱で定めた額とし、法定代理受領サービスの場合は、本人負担割合の額とする。

2 訪問介護サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、キャンセル料を請求するものとする。

- ・利用日の朝9時までに連絡があった場合 無料
- ・利用日の朝9時以降に連絡があった場合 当日のサービス利用料金10割分

3 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払いを受けたときは、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は青森市とする。

(事業提供に当たっての留意事項)

第10条 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 指定訪問介護等の提供を行う際には、その者の被保険者証により受給資格やその内容(認定区分、有効期間、介護認定審査会意見の内容等)を確認する。
- 3 指定訪問介護等の提供を行う訪問介護員等は、当該介護の提供において常に社会人としての見識ある行動をし、従業者としての身分を証明する証明書を携帯し、利用者及びその家族等から提示を求められたときは、これを提示する。

(緊急時における対応方法)

第11条 訪問介護員等は、指定訪問介護(指定訪問介護相当事業)の提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときには、速やかに主治医及び管理者に連絡する。

- 2 報告を受けた管理者は、訪問介護員等と連携し、主治医への連絡が困難な場合など状況に応じて、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講じるとともに、関係機関等に報告をしなければならない。
- 3 事業所は、利用者に対する指定訪問介護(指定介護予防訪問介護相当事業)の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。



る。

- 5 事業所は、利用者に対する指定訪問介護（指定介護予防相当事業）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

#### （苦情処理等）

第12条 事業所は、提供した指定訪問介護等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置し、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 事業者は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会（以下「市町村等」という。）が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。

#### （個人情報の保護）

第13条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかななければならない。

#### （従業者の研修）

第14条 事業所は、全ての訪問介護員等に対し、職員の資質向上のため、外部研修を含み研修機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内に実施
- (2) 継続研修 年4回以上

#### （記録の整備）

第15条 事業所は、利用者に対する指定訪問介護等の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 訪問介護計画及び介護予防訪問介護相当事業計画
  - (2) 提供した具体的サービス内容等の記録
  - (3) 利用者に関する市町村への報告等の記録
  - (4) 苦情の内容等に関する記録
  - (5) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録
- 2 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から5





年間保存するものとする。

(衛生管理等)

第16条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(虐待の防止に関する措置)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に当該事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする

(業務継続計画の策定)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当核業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第19条 事業所では原則としてご利用者様に対して身体拘束を行わない。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶ事が考えられるときは、利用者および家族に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがある。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行う。また、身体拘束をなくす取り組みを積極的に行う。

(1) 緊急性…直ちに身体拘束を行わなければご利用者様本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限る。

(2) 非代替性…身体拘束以外に、ご利用者様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することが出来ない場合に限る。



- (3) 一時性…ご利用者様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解く。

(ハラスメント対策の強化に関する事項)

第20条 職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じる。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 従業者及び従業者であつた者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、当該事業所の従業者及び従業者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、従業者との雇用契約の内容とする等の必要な措置を講じなければならない。

3 事業所は、適切な指定訪問介護（指定介護予防訪問介護相当事業）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化等に必要な措置を講ずるものとする。

4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、株式会社HHKピースと事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この運営規程は令和6年6月1日から施行する。

